　「王塚古墳」コミュニケーションロゴマーク・タイプ

使用規程

【１．使用について】

○桂川町の多彩な魅力を町内外で共有・発信することを目的としています

○使用料は無料ですが、使用には事前の届出が必要です

【２．使用できない場合】

　○使用届出書の提出がないとき。また、使用届出書外の用途に使用したとき

　○使用規程及びマニュアルに反して使用したとき

　○法令や公序良俗に反する恐れのあるとき

　○特定の政治、思想、宗教を支援し、または公認しているような誤解を与える恐れのあるとき

　○その他、町が使用について不適当と認めるとき

【３．使用の手続きについて】

○使用開始前に、「使用届出書」に記入の上、電子メール・ファックス・郵送・持参により提出してください。持参の場合の受付時間は役場開庁日の8時30分から17時15分までです

〇使用届出書とあわせて、使用物件・方法がわかるものを提出してください（手書きのイメージなどで可）

○使用開始後に、実際に使用している状況がわかる写真や資料などを提出してください

○原則として、届出書を提出した時点で使用可能となります。使用可能の連絡や許可書の発行などはありません。届出内容や使用方法に問題があった場合のみ、ご連絡いたします

【４．データの提供について】

○ロゴの画像データは「JPG」「PNG」「EPS」形式での提供となります。

○メール・電子記録媒体での提供となります。電子記録媒体の場合は、記録メディア（CD-R、USBメモリなど）を持参してください。

【５．届出・問合先】

〒820－0696　福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424－1　桂川町 企画財政課企画調整広報係

TEL：0948-65-1085　FAX：0948-65-3424　E-mail：kikakukoho@town.keisen.lg.jp